

## 「振動障害等の防止に係る作業管理のあり方検討会」開催要綱

## 1 趣旨・目的

手腕振動による振動障害の新規労災認定者数は着実に減少しているが、依然として、年間約 400 人(平成 16 年度)となっている。

我が国においては、振動障害防止対策について、振動障害防止対策の指針(昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 608 号、第 610 号)により、振動レベルに関係なく、振動ばく露時間を原則として 1 日 2 時間以下として規定しているが、近年、国際標準化機構(ISO)、日本産業衛生学会等において、振動レベルと振動ばく露時間を考慮した基準が公表されており、また、EU(ヨーロッパ連合)においても、2002 年に振動に係る許容基準が盛り込まれた EU 指令が制定されている。

さらに、近年、防振型電気グラインダー等の低振動・低騒音の工具が開発されてきており、これら工具の普及を図ることは、振動障害等の防止に資するものと考えられる。

このような状況を踏まえ、手腕振動に係る振動レベル・振動ばく露時間の基準、振動工具への振動・騒音レベルの表示等について検討を行うため、厚生労働省労働基準局長が参集を依頼した専門的知識を有する者によって構成される標記検討会(以下「本検討会」という。)を開催し、平成 18 年度秋頃を目途に一定の結論を得ることとする。

## 2 検討内容

- (1) 振動レベル・振動ばく露時間の基準
- (2) 振動・騒音レベルの測定及び評価方法
- (3) 振動工具への振動・騒音レベルの表示方法
- (4) その他

## 3 その他

- (1) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は、必要に応じ別紙参集者以外の有識者の参集を依頼することができるものとする。
- (3) 本検討会は、必要に応じて関係者からヒアリングを行うことができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開することとするが、検討に当たり、特定の個人のプライバシー及び企業のノウハウ等に係る個別事案を取り扱う際には非公開とする。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。